

# I P 通信網サービス契約約款 別冊 (シェアード I P - P B X サービス) 【現改比較表】 2022年4月18日現在

～2022年4月17日

目次 (略)

第1条 (略)

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～47 (略)	(略)

第3条～第73条の3 (略)

(第6種シェアード I P - P B X 契約申込みの方法)

第73条の4 共通編第9条 (I P 通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、第6種シェアード I P - P B X 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により第6種シェアード I P - P B X 契約の申込みを行っていただきます。

2022年4月18日～

目次 (略)

第1条 (略)

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～47 (略)	(略)
<a href="#">48 光アクセス回線の転用</a>	<a href="#">第6種シェアード I P - P B X 契約 (カテゴリ7に係るものに限ります。) の申込みを行うにあたり、その申込みをする者が現に利用している電気通信サービス (特定加入者回線であって、光コラボレーションモデルサービス以外のものとします。) を第6種シェアード I P - P B X サービス (カテゴリ7に係るものに限ります。) へ移行して、第6種シェアード I P - P B X 利用回線として利用開始すること。</a>

第3条～第73条の3 (略)

(第6種シェアード I P - P B X 契約申込みの方法)

第73条の4 共通編第9条 (I P 通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、第6種シェアード I P - P B X 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により第6種シェアード I P - P B X 契約の申込みを行っていただきます。

- (1) 第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等  
(2) その他申込の内容を特定するために必要な事項
- 2 前項の場合において、設定管理者を定めて当社が指定する方法により届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

ただし、設定管理者の届け出にあたり、当社が指定する条件があります。

(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)

第73条の5 当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)～(4)(略)

第73条の5の2～第88条（略）

別記（略）

- (1) 第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等  
(2) その他申込の内容を特定するために必要な事項
- 2 前項の場合において、設定管理者を定めて当社が指定する方法により届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

ただし、設定管理者の届け出にあたり、当社が指定する条件があります。

3 前項までに規定するほか、第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ7に係るものに限り。）の申込みの際し、光アクセス回線の転用を希望するときは、その旨及び承諾番号（光アクセス回線の転用に必要な、特定協定事業者がその特定協定事業者の光アクセス回線の転用を希望する者ごとに指定する有効な番号をいいます。以下同じとします。）を当社所定の方法により申し出ていただきます。

4 前項の場合において、その第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ7に係るものに限り。）の申込みをした者が、特定協定事業者のIP通信網サービス契約約款の第22条の2（IP通信網サービスの転用）第3項第1号に該当する場合は、同項に規定する債務について、その第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ7に係るものに限り。）の申込みをした者から当社へ債務引受の請求があったものとみなして取り扱います。

(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)

第73条の5 当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)～(4)(略)

(5) 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ7に係るものに限り。）の申込み（アクセス回線の転用を行う場合に限り。）をした者が、転用する光アクセス回線の契約者と同一の者とならないとき。

第73条の5の2～第88条（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1（略）

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容				
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金
	種 別	内 容			
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金				

料金表

通則（略）

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1（略）

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金</td> </tr> <tr> <td><a href="#">残債処理手数料</a></td> <td><a href="#">第73条の4（契約申込みの方法）第4項に規定する債務引受の請求を当社が承諾した場合に支払を要する料金</a></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金	<a href="#">残債処理手数料</a>	<a href="#">第73条の4（契約申込みの方法）第4項に規定する債務引受の請求を当社が承諾した場合に支払を要する料金</a>
	種 別	内 容					
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金						
<a href="#">残債処理手数料</a>	<a href="#">第73条の4（契約申込みの方法）第4項に規定する債務引受の請求を当社が承諾した場合に支払を要する料金</a>						

## 2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円 (880円)

## 2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円 (880円)
<u>残債処理手数料</u>	<u>1の契約ごとに</u>	<u>第73条の4（契約申込みの方法）第4項に規定する債務引受の請求（当社が承諾した場合に限ります。）に基づき当社が特定協定業者に支払うこととなった額と同額</u>

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容
(1)~(7) (略)	(略)
<u>(8)工事費の減額適用</u>	(略)

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容
(1)~(7) (略)	(略)
<u>(8) 品目変更工事費の適用</u>	<u>当社は、第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー7に係るものに限ります。)について、光アクセス回線の転用を行う際、同時に品目変更を行う場合に品目変更工事費を適用します。</u>
<u>(9)転用取消に伴う復元工事費の適用</u>	<u>当社が光アクセス回線の転用に係る工事を取消し、光アクセス回線の転用以前の契約状態へ復元する工事を実施した場合において、当社が必要と認めるときは、その工事に要した費用を第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー7に係るものに限ります。)の申込みをした者に負担していただきます。この場合、負担を要する費用について、復元工事費を適用します。</u>
<u>(10)工事費の減額適用</u>	(略)

2 工事費の額

2-1~2-3 (略)

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの

第6種シェアードIP-PBXサービスの提供の開始、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類若しくは区別の変更、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 交換機等工事費	(ア) 利用の開始に関する工事の場合	カテゴリ-1(略)	(略)
		カテゴリ-7のもの	1の契約ごと 21,000円 (23,100円)
		番号ポータビリティ機能に関する工事の場合~上記以外のもの(略)	(略)
	(イ) (略)	(略)	(略)

2 工事費の額

2-1~2-3 (略)

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの

第6種シェアードIP-PBXサービスの提供の開始、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類若しくは区別の変更、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 交換機等工事費	(ア) 利用の開始に関する工事の場合	カテゴリ-1(略)	(略)
		カテゴリ-7のもの <u>(光アクセス回線の転用の場合を除きます。)</u>	1の契約ごと 21,000円 (23,100円)
		<u>カテゴリ-7のもの</u> <u>(光アクセス回線の転用の場合に限ります。)</u>	<u>1の契約ごと</u> <u>5,000円</u> <u>(5,500円)</u>
		番号ポータビリティ機能に関する工事の場合~上記以外のもの(略)	(略)
(イ) (略)	(略)	(略)	(略)

イ 上記以外の工事費	(ア) 利用の開始に関する工事の場合	訪問時刻指定工事費～現地調査報告工事費(略)	(略)	(略)	(略)
	(イ) 上記以外に関する工事の場合	訪問時刻指定工事費～現地調査報告工事費(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 (略)

料金表別表1 (略)

料金表別表2 (略)

イ 上記以外の工事費	(ア) 利用の開始に関する工事の場合	訪問時刻指定工事費～現地調査報告工事費(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>品目変更工事費</u>	<u>派遣工事の場合</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>7,600円</u> <u>(8,360円)</u>
		<u>無派遣工事の場合</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>2,000円</u> <u>(2,200円)</u>	
	(イ) 上記以外に関する工事の場合	訪問時刻指定工事費～現地調査報告工事費(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>復元工事費</u>		<u>1の工事ごとに</u>	<u>30,000円</u> <u>(33,000円)</u>

第3表 (略)

料金表別表1 (略)

料金表別表2 (略)

IP通信網サービス契約約款 共通編

附 則（令和4年4月13日 A P S 1 サ第00910951号）

この改正規定は、令和4年4月18日から実施します。